

## 上場株式の譲渡益への課税額の比較

(所得が上場株式の譲渡所得のみの夫婦子ども2人の世帯 1億円、10億円、100億円のケース)

	日本	アメリカ		ドイツ	フランス
		保有期間			
		1年超2年以下	1年以下		
税率 (%)	20.3	34.8	51.8	26.4	30
1億円の世帯 (円)	1,987万	2,521万	3,862万	2,569万	3,000万
10億円の世帯 (円)	2億270万	3億2,559万	4億9,200万	2億6,307万	3億
100億円の世帯 (円)	20億3,105万	34億4,432万	51億4,073万	26億3,682万	30億

(注) 日本、ドイツ、フランスは分離課税。アメリカの「1年超」は、段階的課税方式を採用する分離課税である連邦税と総合課税の州・地方政府税の組合わせ。「1年以下」は連邦税も含めて総合課税。段階的課税方式、総合課税については、いずれも高額所得者であるため、最高税率が適用されている。アメリカ以外は1年超から2年以下。

出典) 財務省提出資料をもとに小池晃事務所作成

2023年3月16日 参議院財政金融委員会 日本共産党 小池晃 資料①